

区民会館分科会検討状況（報告）

1．分科会の所掌事項

必要な諸室等、災害時の活用、管理運営方法、休館時対応、その他世田谷区民会館に係る事項(本庁舎等整備推進委員会分科会設置要領第 2 条第 5 項)

2．分科会の構成

生活文化部長(会長)、世田谷総合支所地域振興課長、庁舎整備担当課長、災害対策課長、文化・芸術振興課長、地域行政課長、市民活動・生涯現役推進課長(事務局)

3．検討の経緯

平成 29 年

4 月 13 日 分科会の設置(第 1 回本庁舎等整備推進委員会)

5 月 18 日 第 1 回区民会館分科会開催

目的、日程、役割分担等確認

7 月 4 日 第 2 回区民会館分科会開催

ホールの用途、舞台及び必要諸室等検討

7 月 25 日 第 3 回区民会館分科会開催

集会室、区民交流機能、関連機能、ホワイエと広場等検討

8 月 25 日 第 4 回区民会館分科会開催

管理運営方法、休館中の対応等検討

10 月 13 日 第 5 回区民会館分科会開催

災害対策機能等検討

4．検討結果

世田谷区本庁舎等整備基本構想(平成 28 年 12 月)など設計の前提として区が示している事項に加え、以下の諸点を踏まえた整備が望ましいものと考えます。今後、さらに設計を進めていく上で検討を進め、区として判断していきます。

(1) 世田谷区民会館ホールの主な用途

集会や式典、発表会等ができる多目的ホールを基本とし、生の音楽演奏に耐える構造・設備を備える。

音響については、少なくとも趣味活動として日常的に音楽演奏を楽しむ一般区民(上級のアマチュア音楽家)が違和感なく快適に演奏できる程度以上のレベルを確保し、整備・維持管理コスト等を勘案して可能な限り向上を図る。

(2) 世田谷区民会館ホールの必要諸室

ロビー・ホワイエ

機能的な設計とし、現世田谷区民会館ホールの規模(約 460 m²)程度の有効面積を確保する。現在、式典や行事の受付、バザー等の会場として広く活用されており、こうした利用実績をカバーする。

控室・楽屋

現行の規模(5室、約 265 m²)を確保しつつ、可動間仕切り等による柔軟な利用(3~7室程度として)など、空間を有効活用できるよう工夫されたい。

和室の要否は設計段階で検討する。シャワー室(2以上)、男女トイレ、多目的トイレを整備する。

練習室

集会室等と兼用しない専用の練習室として、防音等楽器演奏への配慮、床や壁面(鏡張り)など音楽、舞踊、演劇の練習に適した仕様の2室以上(計 200 m²程度が望ましい)を新たに確保する。新会館の重要機能として新設する。

なお、舞台リハーサルも想定し、大きめの部屋を1室は確保(舞台面積相当までは不要)したい。

その他

通路、トイレ、機械室、照明室、ほか必要な機能を備えること。

(3) 世田谷区民会館ホールの規模など

舞台

現世田谷区民会館ホールの規模(舞台間口約 13m+周辺空間)を確保する。さらに整備手法、面積配分等の調整の中で可能であれば、また設計上の工夫等により、他自治体で近年整備された多目的ホールと遜色ない程度に拡充したい。

生の音楽演奏に耐える構造・設備(可動式の反響板で舞台の上・奥・左右を囲むなど)を備えること。さらに可能な限り高性能の反響板を要望する。

舞台装置等搬出入に配慮すること(11t ガルウィング車の横付けが望ましい)。

客席

行事・式典等の出席者が着席できる座席数(900席)を確保し、概ね現世田谷区民会館の用途実績をカバーする。

座席空間は最新の標準レベル程度に充実(座面広さ、前後距離、通路等)のこと。座席は固定を基本とするが、音響への支障が無ければ可動式も可とする。

車椅子席、親子室を確保する。

(4) 集会室の機能、広さ

区民が集会等を行うスペースとして整備する。区役所内部の会議・研修・説明会・健診等については、本来行政機能として必要な会議室の役割であることから、区民会館集会室の利用を原則想定しないものとする。

可動間仕切りを設置し、柔軟な利用ができるようにする。従来 100 人までの利用が大半を占める一方、150 人を超える利用も一定数あることから、中規模、小規模いずれのニーズにも応えつつ効率的な利用ができるようにする(例 A室:100 人、B室:50 人、AB 一体:180 人)。現行の集会室前広場(約 100 m²)に相当するスペースを確保することが望ましいが、集会室定員への影響と考量する必要がある。

また、出入口の導線を考慮に入れつつ、非常口、倉庫、控室(1室)、音響設備、プロジェクター(A室:天吊り、B室:可動式)、スクリーン(A室:天吊り、B室:可動式)等について確保するとともに、一般的な防音対策を施す。ただしホールの練習室としての利用を前提としないので、構造・設備の面で音響・防音などに特段の配慮は不要。

世田谷区民会館の基本骨子

	現	基本条件	追加要望、注意点等
ホール 舞台	346㎡(袖、幕前含む) 間口13.6m(袖含む幅32m) × 奥行11.9m 可動式反響板(上・奥・両脇)	集会や式典、発表会等ができる多目的ホールを基本とし、生の音楽演奏に耐える構造・設備を備える 346㎡(袖、幕前含む)以上 間口13.6m(袖含む幅32m)以上 × 奥行11.9m以上 可動式反響板(上・奥・両脇)	・総面積の中で可能であれば、また設計上の工夫等により、他自治体で近年整備された多目的ホールと遜色ない程度に拡充したい ・可能な限り高性能の反響板を要望する ・舞台装置等搬出入への配慮が必要(11tガールウィング車の横付けが望ましい)
ホール 客席	1202席 車椅子席あり 親子室なし 1,050㎡	900席以上 車椅子席あり 親子室あり	・座席空間は最新の標準レベル程度に充実(座面広さ、前後距離、通路等)のこと ・座席は固定を基本とするが、音響への支障が無ければ可動式も可
ホール 楽屋	5室(85㎡×1、14㎡×3、和13㎡×1) シャワー室2・男女トイレ(25㎡) 計265㎡	3～7室程度(可動間仕切り等で柔軟に) シャワー室2・男女トイレ・多目的トイレ 和室の要否は検討 計250～300㎡	同等規模で空間を有効活用できるよう工夫されたい
練習室		2室以上 (音楽、舞踊、演劇の練習に適した仕様) 計200㎡	・専用の練習室(集会室等と兼用しない)を整備する ・舞台リハーサルも想定し、大きめの部屋を1室は確保(舞台面積相当は不要)したい
リハーサル室			・舞台と同規模のリハーサル室は不要 ・リハーサルが必要な場合、練習室またはホール舞台で行うことを想定する
ホワイエ	460㎡		有効スペースを現状維持
集会室	360㎡(最大240人。倉庫含む)	300㎡(倉庫1、控室1含む)。 集会等区民の多目的利用の場として整備する。(庁内会議には使用しない。音楽等練習室としての利用を前提としない。) 可動間仕切りにより2室に区切って使用できるようにする。 集会用の音響・映像設備を備えるとともにこれらに対応する防音対策を施す。	2室の構成例 A室:100人、B室:50人、A B一体:180人 出入口の導線を考慮に入れつつ、倉庫、控室(1室)、音響設備、プロジェクター(A室:天吊り、B室:可動式)、スクリーン(A室:天吊り、B室:可動式)等について確保するとともに、防音対策を施す。 集会室の受付や待機場所に利用できるロビースペースを設ける。
その他	通路、トイレ、機械室、照明室、ほか	通路、トイレ、機械室、照明室、ほか	
計	3,100㎡	3,100㎡	全体の延床面積内での配分であり変更不可(増床する場合は他に影響する)。

(5) 区民交流機能のあり方

区民交流室

区民の協働による様々な非営利の活動団体が、なるべく自由に打合せや共同作業などの交流に使える部屋(例:なかもちNPOセンター共有スペース、文化生活情報センター市民活動支援コーナー(貸出スペース))を確保する。団体登録のうえ予約し有料で使用する。机・椅子のほか会議や作業用の設備・備品が必要。庁舎の執務室・会議室の活用を想定するが、十分なセキュリティ対策を講ずるとともに、活発な利用に備え区の内部会議等と合わせても支障なく利用できるだけの室数、面積を確保する必要がある。

区民交流スペース

区民の協働による様々な非営利の活動団体が、なるべく自由に打合せや共同作業などの交流に使える共有スペース(例:文化生活情報センター市民活動支援コーナー(フリースペース))を確保する。予約なしで利用できる机・椅子を配置する。行政機能である庁舎ロビー等の活用のほか、区民交流機能であるカフェの活用を図る。

区民交流展示スペース

区民の協働による様々な非営利の活動団体が、活動内容のPRや参加の呼びかけを行うための展示スペースを確保する。庁舎ロビー等の活用を図るほか、情報コーナーに区民交流コーナーを設ける。

(6) 区民交流機能に付随する飲食店、売店、区政情報コーナー等関連機能の必要性

区民会館ホール、集会室、区民交流機能の利用者が休憩、軽食等をとれるカフェを整備する。カフェ空間は出入りの自由度が高いものとし、喫茶・軽食を提供しつつ、テーブルは区民の協働・交流の場として自由に利用できるものとする。営業時間は区民会館の開館時間をカバーする。自由な区民交流(打合せや共同作業等)の場としても機能するよう、配置や動線に配慮する。

売店及び金融機関ATMについては、区民交流機能との関連性が高くないため他部門での検討に譲るものとする。

情報コーナーには、区民の協働による様々な非営利の活動団体が、活動内容のPRや参加の呼びかけを行うための展示スペースを確保する。

区民交流機能の基本骨子

	基本条件	追加要望、注意点等
区民交流室	区民の協働による様々な非営利の活動団体が、なるべく自由に打合せや共同作業などの交流に使える部屋を、行政機能として確保する。 机・椅子のほか、会議や作業で使用する設備・備品の設置が必要。	庁舎の執務室・会議室を活用するが、十分なセキュリティ対策を講ずるとともに、活発な利用に備え区の内部会議等と合わせても支障なく利用できるだけの室数、面積を確保する必要がある。
区民交流スペース	区民の協働による様々な非営利の活動団体が、なるべく自由に打合せや共同作業などの交流に使える共有スペースを確保する。 予約なしで利用できる机・椅子を配置する。行政機能である庁舎ロビー等の活用のほか、区民交流機能であるカフェの活用を図る。	自由な区民交流の場として、配置や動線に配慮する。
区民交流情報発信スペース	区民の協働による様々な非営利の活動団体が、活動内容のPRや参加の呼びかけを行うための展示スペースを確保する。 庁舎ロビー等の活用を図るほか、区民交流機能である情報コーナーに区民交流コーナーを設ける。	

(7) ホワイエと広場の一体的利用

イベントやバザーなど、区民会館ホワイエと広場・ピロティを一体的に利用している事例があり、こうした開放感のある催しを継続できるよう配慮した配置、設計とすること。

大型車による舞台への搬出入(11tガールウィング車の横付けが望ましい)や楽屋入口への配車、ホール来場者の臨時駐輪場などが必要な場合があり、憩いの場としての広場機能を確保しながらも区民会館利用者(事業の開催者、来場者)の利便性を考慮した配置・設計とすること。

(8) 区民会館の管理運営方法

区民会館(ホール、集会室、関連諸室)が独立した一棟として整備される場合、区民の利便性、管理運営の効率性等の観点から、全体を一体的に管理運営する。行政機能等と合同の棟に整備される場合は、区民会館部分を明確に区分して他とは別に管理運営する。エネルギー供給を区分して管理できるような設計が必要である。

多様な区民活動に対応できる多目的ホールと区民が広く利用する集会室を中心とした施設であり、「世田谷区立区民会館条例」、「指定管理者制度運用に係る指針」(平成29年4月、官民連携担当課)に基づき、指定管理者による運営とする。利用料金制を採用し、開館年度に合わせて指定管理者を公募により選定する。民間事業者等のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに対応し、サービスの向上、経費の節減等を図りつつ、施設の設置の目的を効果的に達成することが期待される。また民間事業者による独自の企画事業を展開することで、施設の特色を打ち出し魅力を高めることができる。

(9) 区民交流機能の管理運営方法

区民交流機能は庁舎内の会議室やオープンスペース、カフェ等の有効活用も含め確保するが、区民会館(特に集会室)と機能・利用者が重なるため、可能な限り区民会館指定管理者による管理運営が妥当である。それが可能な配置や動線となるよう配慮を検討すること。閉庁時も含めた利用者の利便性、管理運営の効率化が期待される。

(10) 区民会館休館期間中の対応方針

区民会館の休館中は、区民会館ホール・集会室で定期的に行われている事業等に対し、他の会場を利用するなど各主催者の対応を促していく。区の行事・式典等については、実施手法の見直しも含めた検討をするよう周知を図る。

主に集会室の利用対象となる中・小規模の会合等については、必要に応じ区と同規模の施設を案内する。ホールの利用対象となる大規模な集会等については、区外や民間を含め他の施設を利用するよう促す。

(11) 災害対策機能

物資の集積が円滑、効率的に行えるよう、なるべく連続した700㎡の空間を確保する。緊急時には自由度の高い空間が望ましいため、細分化された空間はできるだけ避けたい。複数室に分かれる場合も、災害時には壁を撤去できるよう検討するなど、日常の快適性を確保しながら可能な限り災害時の物資集積に配慮する。

物資の搬入出が円滑、効率的に行えるよう、段差や開口部の大きさに配慮する。広場に面して段差が小さく間口の大きな開口部(搬入出口)を設ける。館内では物資を台車に載せて運搬できるよう、段差を作らない。